

昭和38年12月24日

長崎県条例第59号

最終改正 令和3年3月26日

長崎県迷惑行為等防止条例

(目的)

第1条 この条例は、人に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 多数でうろつき、又はたむろして、人に対し、言いがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯が禁止されている刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、みだりに、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている人の下着又は身体の映像を見、又は撮影してはならない。

3 何人も、みだりに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所に当該状態である人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。

4 何人も、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、教室、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が出入りし、又は利用するような場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）における衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影してはならない。

5 何人も、第1項第2号又は前3項の撮影の目的で、人に写真機等を向け、又は設置してはならない。

（不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止）

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、立ち塞がり、つきまとい、言いがかりをつける等不安を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。

（押売行為等の禁止）

第5条 何人も、戸々を訪れて、物品の売買、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集若しくは勧誘（以下「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 犯罪の前歴又は暴力的性行を告げ、又はほのめかして、不安又は困惑を覚えさせるような言動をすること。

(2) 言いがかりをつけ、ののしり、又は住居、建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。

(3) 売買等の申込みを断られたにもかかわらず、物品を展示し、すわり込み、又は執ように要求する等不安を覚えさせ、又は著しく困惑させるような言動をすること。

(4) 依頼又は承諾がないのに、物品の配布、加工又は修理、広告、遊芸その他の役務の提供を行って、その対価を執ように要求すること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して売買等を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 不安を覚えさせるような粗野又は乱暴な言動をし、又は前項第4号に掲げる行為をすること。

(2) 割引額をあたかも販売価格のように惑わす等物品の価格を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。

（入場券等の不当な売買行為（だふや行為）の禁止）

第6条 何人も、入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用することができる権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券その他の公共の運送機関を利用することができる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、入場券等を買ひ、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不

特定の者に売り、又は人を勧誘して売ろうとしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供

エ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(2) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で不特定の同性の相手方と性交類似行為をすること。）をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。

(3) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、つきまとう等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。

(1) 第1項第1号に掲げる行為の客又は利用者

(2) 第1項第3号に掲げる行為をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 何人も、第1項第1号又は第3号に掲げる行為（以下この項及び次項において「客引き等」という。）の状況等を勘案して公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相

手方となるべき者を待ってはならない。

- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待っていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめるべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(景品買い行為の禁止)

第8条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業に限る。以下同じ。）の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は人につきまとして、これらの物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第9条 何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であって、次の各号のいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒

体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（罰則）

第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第11条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として第3条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第12条 第7条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第14条 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第15条 第7条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（両罰規定）

第16条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第12条第1項、第13条第1項（第7条第1項に係る部分に限る。）、第14条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（適用上の注意）

第17条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用するようなことがあってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和59年条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）の施行の日から施行する。（施行の日＝昭和60年2月13日）

附 則（平成4年条例第36号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第53号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成17年条例第110号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第38号）

この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

附 則（平成27年条例第62号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成30年条例第61号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第27号）

この条例は、令和3年6月1日から施行する。